

(証券コード3175)

2021年3月11日

株 主 各 位

東京都港区高輪三丁目25番23号
京急第2ビル1F

株式会社エー・ピーホールディングス
代表取締役
社長執行役員 CEO 米 山 久

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本臨時株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後6時50分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階大ホール
(開催場所につきましては昨年の定時株主総会と同じでございます)

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当の方法によるA種優先株式の発行の件 |
| 第3号議案 | 第三者割当の方法によるB種優先株式の発行の件 |
| 第4号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少の件 |

以 上

＜新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ＞

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため十分な席数を確保できなくなる可能性がありますので、ご入場いただけない場合がございます。
2. 可能な限り、書面による議決権の行使をお願いいたします。
3. ご来場の株主様におかれては**マスクの着用**をお願いいたします。
4. ご来場時に検温させていただき、発熱のある株主様及びご体調不良とお見受けした株主様はご入場をお断りすることとなります。また、ご入場時に手指の消毒をお願いいたします。
5. 株主総会に出席する役員及び運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、**会場を変更する場合もございます**。ご出席の株主様は**本株主総会前日に予め当社ウェブサイトをご確認ください**。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.apcompany.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案のA種優先株式及び第3号議案のB種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、これらの株式に関する規定を新設するものです。

なお、本定款変更については第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,400万株</u> とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,400万株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>2,400万株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>1,000株</u> 、B種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>300株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株</u> とし、 <u>A種優先株式につき1株</u> とし、 <u>B種優先株式につき100株</u> とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金)</u>
(新設)	<u>第11条の2 当会社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u>

現行定款	変更案
	2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。 3 当会社は、A種優先株主等に対して、<u>A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(A種期中優先配当金) <u>第11条の3 当会社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(残余財産の分配) <u>第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。））と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u> <u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> <u>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、</u> <u>当会社に対し、分配可能額を取得の上限と</u> <u>して、A種優先株式の全部又は一部の取得</u> <u>と引換えに金銭を交付することを請求する</u> <u>こと(以下本章において「償還請求」とい</u> <u>う。)</u> <u>ができる。当会社は、かかる請求</u> <u>(以下、償還請求がなされた日を本章にお</u> <u>いて「償還請求日」という。)</u> <u>がなされた</u> <u>場合には、法令の定めに従い取得手続を行</u> <u>うものとし、請求のあったA種優先株式の</u> <u>一部のみしか取得できないときは、比例按</u> <u>分、抽選その他取締役会の定める合理的な</u> <u>方法により取得株式数を決定するものと</u> <u>し、また、償還請求日において償還請求が</u> <u>行われたA種優先株式及び同日に金銭を対</u> <u>価とする取得請求権が行使されたB種優先</u> <u>株式の取得と引換えに交付することとなる</u> <u>金銭の額が、償還請求日における分配可能</u> <u>額を超える場合には、償還請求が行われた</u> <u>A種優先株式及び取得請求権が行使された</u> <u>B種優先株式の数に応じた比例按分の方法</u> <u>により、かかる金銭の額が償還請求日にお</u> <u>ける分配可能額を超えない範囲内において</u> <u>のみA種優先株式及びB種優先株式を取得</u> <u>するものとし、かかる方法に従い取得され</u> <u>なかったA種優先株式については、償還請</u> <u>求が行われなかったものとみなす。</u>

現行定款	変更案
	2 <u>A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</u> <u>(基本償還価額算式)</u> <u>基本償還価額 = 1,000,000円 × (1 + 0.085)^{$\frac{m+n}{365}$}</u> <u>払込期日(同日を含む。)</u>から<u>償還請求日(同日を含む。)</u>までの期間に属する日数を「<u>m年とn日</u>」とし、「<u>$\frac{m+n}{365}$</u>」は「<u>(1 + 0.085)</u>」の指数を表す。 <u>(控除価額算式)</u> <u>控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.085)^{$\frac{x+y}{365}$}</u> <u>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)</u>の支払金額とする。 <u>償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)</u>から<u>償還請求日(同日を含む。)</u>までの期間に属する日の日数を「<u>x年とy日</u>」とし、「<u>$\frac{x+y}{365}$</u>」は「<u>(1 + 0.085)</u>」の指数を表す。

現行定款	変更案
(新設)	<u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u> <u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u> <u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(普通株式を対価とする取得請求権) <u>第11条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。</u> <u>2 取得と引換えに交付すべき財産</u> <u>(1) 本条に基づき、当会社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</u> <u>(算式)</u> <u>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</u> <u>= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額</u>

現行定款	変更案
	<u>(2) 転換価額</u> <u>イ 当初転換価額</u> <u>当初転換価額は427円とする。</u> <u>ロ 転換価額の修正</u> <u>転換価額は、2021年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</u> <u>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u> <u>ハ 転換価額の調整</u> <u>(a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。</u>

現行定款	変更案
	<u>調整後転換価額</u> $= \text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \left(\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \div \text{時価} \right) \div \left(\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \right) \right)$ <u>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</u> <u>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。</u>

現行定款	変更案
	<u>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）</u>、<u>下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。</u> <u>(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</u> <u>(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）</u>

現行定款	変更案
	<u>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u> <u>(ii) 普通株式の株式分割をする場合</u> 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 <u>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</u> <u>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u>

現行定款	変更案
	<u>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u> <u>(iv) 普通株式の併合をする場合</u> 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。 <u>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u> <u>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u> <u>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</u> <u>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u> <u>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u> <u>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u> <u>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u> <u>3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、A種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u> <u>(議決権)</u> <u>第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u>
(新設)	<u>(A種優先株式に係る譲渡制限)</u> <u>第11条の10 当会社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第2章の3 B種優先株式</u> <u>(B種優先配当金)</u>
(新設)	<u>第11条の11 当会社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先株式登録質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u>

現行定款	変更案
	2 ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。 3 当会社は、B種優先株主等に対して、B種優先配当金及び累積未払B種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

現行定款	変更案
(新設)	(B種期中優先配当金) <u>第11条の12 当会社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(残余財産の分配) <u>第11条の13 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。））と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u> <u>2 B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> <u>第11条の14 B種優先株主は、いつでも、</u> <u>当会社に対し、分配可能額を取得の上限と</u> <u>して、B種優先株式の全部又は一部の取得</u> <u>と引換えに金銭を交付することを請求する</u> <u>こと(以下本章において「償還請求」とい</u> <u>う。)</u> <u>ができる。当会社は、かかる請求</u> <u>(以下、償還請求がなされた日を本章にお</u> <u>いて「償還請求日」という。)</u> <u>がなされた</u> <u>場合には、法令の定めに従い取得手続を行</u> <u>うものとし、請求のあったB種優先株式の</u> <u>一部のみしか取得できないときは、比例按</u> <u>分、抽選その他取締役会の定める合理的な</u> <u>方法により取得株式数を決定するものと</u> <u>し、また、償還請求日において償還請求が</u> <u>行われたB種優先株式及び同日に金銭を対</u> <u>価とする取得請求権が行使されたA種優先</u> <u>株式の取得と引換えに交付することとなる</u> <u>金銭の額が、償還請求日における分配可能</u> <u>額を超える場合には、償還請求が行われた</u> <u>B種優先株式及び取得請求権が行使された</u> <u>A種優先株式の数に応じた比例按分の方法</u> <u>により、かかる金銭の額が償還請求日にお</u> <u>ける分配可能額を超えない範囲内において</u> <u>のみA種優先株式及びB種優先株式を取得</u> <u>するものとし、かかる方法に従い取得され</u> <u>なかったB種優先株式については、償還請</u> <u>求が行われなかったものとみなす。</u>

現行定款	変更案
	2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。 <u>(基本償還価額算式)</u> $\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.029)^{\frac{m+n}{365}}$ 払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「$\frac{m+n}{365}$」は「$(1 + 0.029)$」の指数を表す。 <u>(控除価額算式)</u> $\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.029)^{\frac{x+y}{365}}$ 「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたB種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。）の支払金額とする。 償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「$\frac{x+y}{365}$」は「$(1 + 0.029)$」の指数を表す。

現行定款	変更案
(新設)	<u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u> <u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第11条の15 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の14に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u> <u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u>
(新設)	<u>(議決権)</u> <u>第11条の16 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第11条の17 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u>
(新設)	<u>(B種優先株式に係る譲渡制限)</u> <u>第11条の18 当会社のB種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u>
(新設)	<u>第2章の4 優先順位</u> <u>(優先順位)</u>
(新設)	<u>第11条の19 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金及び累積未払B種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。</u> <u>2 A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u>

現行定款	変更案
第12条～第17条 （条文省略） （新設） 第18条～第28条 （条文省略） （剰余金の配当） 第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 （新設） （配当金の除斥期間） 第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。 附則 第1条 （条文省略）	<u>3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u> 第12条～第17条 （現行どおり） <u>（種類株主総会への準用）</u> <u>第17条の2 本章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。</u> 第18条～第28条 （現行どおり） （剰余金の配当） 第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 <u>3 前二項のほか、基準日を定めて、株主総会の決議により、当該基準日の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者に対し、期中配当を行うことができる。</u> （配当金の除斥期間） 第30条 期末配当金、中間配当金及び期中配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。 附則 第1条 （現行どおり）

第2号議案 第三者割当の方法によるA種優先株式の発行の件

会社法第199条に基づき、下記「2. 提案の目的及び理由」に記載の理由により、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合（以下「RKDファンド」といいます。）に対して、下記「1. 第三者割当増資の概要」に記載の要領にて、第三者割当の方法により募集株式（以下「A種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「A種優先株式発行」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係るA種優先株式発行は、第1号議案、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 第三者割当増資の概要

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | A種優先株式 1,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき金1,000,000円 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金 金500,000,000円
増加する資本準備金 金500,000,000円 |
| (4) 払込期日 | 2021年3月29日 |
| (5) 割当方法 | 総数引受契約を締結し、第三者割当ての方法により、RKDファンドにA種優先株式1,000株を割り当てる。 |
| (6) 発行条件 | 前各号については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件とする。 |

2. 提案の目的及び理由

(1) 提案に至る経緯及び目的

現時点におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。そして、外食業界においては、長期の休業、営業時間短縮等に伴う来客数の減少に加え、リモートワークの拡大等による都市部での会食や宴席の減少があり、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、消費環境の激変に対応し、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化と多様化に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を重点的に講じ、社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保、消毒・清掃の強化、マスクの着用、手洗い消毒等を徹底しながら、お客様及び従業員の安全と健康を守ることを最優先に取り組んでおります。

もともと、新型コロナウイルス感染症拡大の業績への影響は大きく、当社は、2021年3月期第2四半期連結累計期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために当社グループの店舗の大半を約2ヶ月営業自粛したこと、また行政からの要請に基づき営業時間を短縮したこと等に伴う来客数の減少等により、売上高が大幅に減少し、多額の損失を計上したことから、債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識するに至りました。

なお、当社グループは、2021年3月期第3四半期連結累計期間においても828百万円の特別損失が発生しており、売上高は7,316百万円（前年同期比59.7%減）、営業損失は2,529百万円、経常損失は1,996百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は2,867百万円となりました。そのため、当社は、依然として債務超過の状態であります。

このような状況下において、当社は、十分な資金調達を適切な時期及び方法により実行することにより、債務超過を解消することが喫緊の経営課題であると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、歓送迎会等の居酒屋における大人数での外食需要は激減し、当社の居酒屋にかかる売上高は減少している状況にあります。居酒屋以外の専門店については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、居酒屋に比べ、売上高の回復が相対的に早い状況となっています。また、デリバリー等の中食事業については、新型コロナウイルスの影響を受けておらず、その需要が増加している状況となっています。かかる状況を踏まえると、当社は、既存の外食事業における売上高を最大化することに加え、需要が増加している居酒屋以外の専門店事業及び中食事業への転換等を含めた事業ポートフォリオの転換を実施することが必要であると考えております。

さらに、当社の売上高が著しく減少している状況下において、一定の利益を確保し続けるためには、人件費及び固定費の削減のための措置を講じることが必要であると考えております。

そして、事業ポートフォリオの転換並びに人件費及び固定費の削減のための措置の実施のためには、一定の投資が必要となると考えられるところ、長期的な業績改善のためには、十分な資金調達を適切な時期及び方法により実行し、事業ポートフォリオの転換並びに人件費及び固定費の削減のための措置を講じることが必要であると考えております。

このように、当社の債務超過の解消を行い、長期的な業績改善のための措

置を実行するためには、多額の資金を早急に調達することが必要であることから、当社は、資金調達の方法を多面的に検討しておりました。

そのような状況下において、当社は、資金調達を行うことが急務であることにも鑑み、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

(2) 提案の理由

当社は、「(1) 提案に至る経緯及び目的」に記載のとおり、債務超過の解消、事業ポートフォリオの転換、不採算店舗の撤退等に係る費用を捻出するための資金調達の必要が生じており、そのための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、2020年12月に、当社のメインバンクである株式会社りそな銀行が有限責任組合員として出資している、RKDファンドより、A種優先株式を発行する方法による資金調達に関する提案を受けました。かかる提案を当社内にて協議・検討した結果、仮に普通株式を発行する方法による場合、大規模な希薄化が生じ、当社の既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念され、かつ当社が今後各種施策を打ち出していくにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対する資本性資金を提供するRKDファンドからの助言を得ることが、当社の企業価値増大の観点から望ましいと考えたことから、A種優先株式を発行する方法による資金調達が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、既存株主への影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、当社は、上記のとおり、A種優先株式を発行する方法による資金調達が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるものの、A種優先株式については、割当予定先が、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができ、普通株式に対する希薄化を生じさせる可能性があることを認識し、検討を行いました。かかる検討を踏まえ、RKDファンドと協議を行い、当社は、当該希薄化を可及的に避けるために、投資契約上、RKDファンドと、2021年3月29日又は当社とRKDファンドが別途合意するその他の日（同日を含む。）から2028年3月29日（同日を含む。）までの間、RKDファンドによる普通株式を対価とする取得請求権の行使を制限する合意をしております。

上記のとおり、当社は、A種優先株式を発行する方法による資金調達について検討し、RKDファンドと協議した結果、当該方法による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、RKDファンドが当該方法による投資実

績を有していること等を理由として、最終的に割当予定先としてRKDファンドを選定いたしました。

上記「2. 提案の目的及び理由」「(1) 提案に至る経緯及び目的」及び本(2)のとおり理由により、当社は、RKDファンドに対し、「1. 第三者割当増資の概要」に記載のとおり、A種優先株式発行を行うものであります。

3. 発行条件に関する事項

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2020年12月以降、RKDファンドとの間でA種優先株式発行に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。そして、交渉を重ねた結果、2021年1月に当社として条件面も含め合理的と判断する内容でRKDファンドとの合意に至ったことを受け、A種優先株式については払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

また、当社は、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）に対してA種優先株式の価値算定を依頼し、A種優先株式の価値算定書（以下「A種優先株式算定書」といいます。）を取得しております。ブルータスは、A種優先株式に付された諸条件と一定の前提を踏まえて、A種優先株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法による評価手法を採用し、A種優先株式の公正価値を算定しております。A種優先株式算定書においては、A種優先株式の価格は、1株当たり約1,431,000円とされております。

当社としては、ブルータスによるA種優先株式算定書における上記評価結果、及びA種優先株式は客観的な市場価格がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ること等を総合的に判断し、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項の規定に基づき、臨時株主総会での有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。また、本議案の上程は、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に規定されている株主様の意思確認手続きを兼ねるものであります。

4. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

A種優先株式発行により割当予定先に対してA種優先株式が割り当てられた場合、A種優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、A種優先株式について合計23,419個の議決権を有する普通株式が交付されることとなり、2020年9月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である71,995個に対する割合は約32.52%となり、希薄化が25%以上となります。また、A種優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される議決権を有する普通株式の個数及び当社が2021年2月26日に第三者割当増資の方法により発行した議決権を有する普通株式の個数の合計数の、2020年9月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である71,995個に対する割合は約72.86%となり、希薄化が25%以上となります。

このように普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、一定程度の普通株式の希薄化が生じることになりますが、①A種優先株式発行による自己資本の増強が当社の財務体質の改善に資するほか、②転換制限解除事由が発生しない限り、2028年9月29日が到来するまではRKDファンドが普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避するための方策を講じております。

このような観点から、当社としては、A種優先株式発行により生じうる希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

第3号議案 第三者割当の方法によるB種優先株式の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記「2. 提案の目的及び理由」に記載の理由により、SB・A2号投資事業有限責任組合（以下「SB・Aファンド」といいます。）に対して、下記「1. 第三者割当増資の概要」に記載の要領にて、第三者割当の方法により募集株式（以下「B種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「B種優先株式発行」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係るB種優先株式発行は、第1号議案、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 第三者割当増資の概要

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | B種優先株式 300株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき金1,000,000円 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金 金150,000,000円
増加する資本準備金 金150,000,000円 |
| (4) 払込期日 | 2021年3月29日 |
| (5) 割当方法 | 総数引受契約を締結し、第三者割当の方法により、SB・AファンドにB種優先株式300株を割り当てる。 |
| (6) 発行条件 | 前各号については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件とする。 |

2. 提案の目的及び理由

(1) 提案に至る経緯及び目的

第2号議案「2. 提案の目的及び理由」「(1) 提案に至る経緯及び目的」をご参照ください。

(2) 提案の理由

当社は、第2号議案「2. 提案の目的及び理由」「(1) 提案に至る経緯及び目的」に記載のとおり、債務超過の解消、事業ポートフォリオの転換、不採算店舗の撤退等に係る費用を捻出するための資金調達が必要が生じており、そのための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、2020年12月に、SB・Aファンドより、B種優先株式を発行する方法による資金調達に関する提案を受けました。かかる提案を当社内にて協議・検討した結果、仮に普通株式を発行する方法による場合、大規

模な希薄化が生じ、当社の既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念され、かつ当社が今後各種施策を打ち出していくにあたり、国内の外食企業の成長を支援するSB・Aファンドからの助言を得ることが、当社の企業価値増大の観点からも望ましいと考えたことから、B種優先株式を発行する方法による資金調達、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、既存株主への影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、当社は、上記のとおり、B種優先株式を発行する方法による資金調達が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるうえ、B種優先株式については、A種優先株式とは異なり、割当予定先が、普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできず、普通株式に対する希薄化を生じさせる可能性がないことを認識し、検討を行いました。

上記のとおり、当社は、B種優先株式を発行する方法による資金調達について検討し、SB・Aファンドと協議した結果、当該方法による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、SB・Aファンドが当該方法による投資実績を有していること等を理由として、最終的に割当予定先としてSB・Aファンドを選定いたしました。

上記「2. 提案の目的及び理由」「(1) 提案に至る経緯及び目的」及び本(2)のとおり理由により、当社は、SB・Aファンドに対し、「1. 第三者割当増資の概要」に記載のとおり、B種優先株式発行を行うものであります。

3. 発行条件に関する事項

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2020年12月以降、SB・Aファンドとの間でB種優先株式発行に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。そして、交渉を重ねた結果、2021年1月に当社として条件面も含め合理的と判断する内容でSB・Aファンドとの合意に至ったことを受け、B種優先株式については払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

また、当社は、プルータスに対してB種優先株式の価値算定を依頼し、B種優先株式の価値算定書（以下「B種優先株式算定書」といいます。）を取得しております。プルータスは、B種優先株式に付された諸条件と一定の前提を踏まえて、B種優先株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、B種優先株式の公正価値を算定しております。B種優先株式算定書においては、B種優先株式の価格は、1株当たり約1,020,000円とされております。

当社としては、ブルータスによるB種優先株式算定書における上記評価結果、及びB種優先株式は客観的な市場価格がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ること等を総合的に判断し、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、臨時株主総会での有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてB種優先株式を発行することといたしました。

4. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、B種優先株式を300株発行することにより、総額300,000,000円を調達いたしますが、上述したB種優先株式発行の目的及び資金使途に照らしますと、B種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、B種優先株式については、株主総会における議決権がないうえ、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じません。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

当社は、早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本議案に係る資本金及び資本準備金の額の減少については、第2号議案のA種優先株式発行及び第3号議案のB種優先株式発行に係る払込みが行われることを停止条件とします。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少すべき資本金の額

金1,715,543,050円

(2) 減少すべき資本準備金の額

金1,745,543,050円

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2021年3月29日

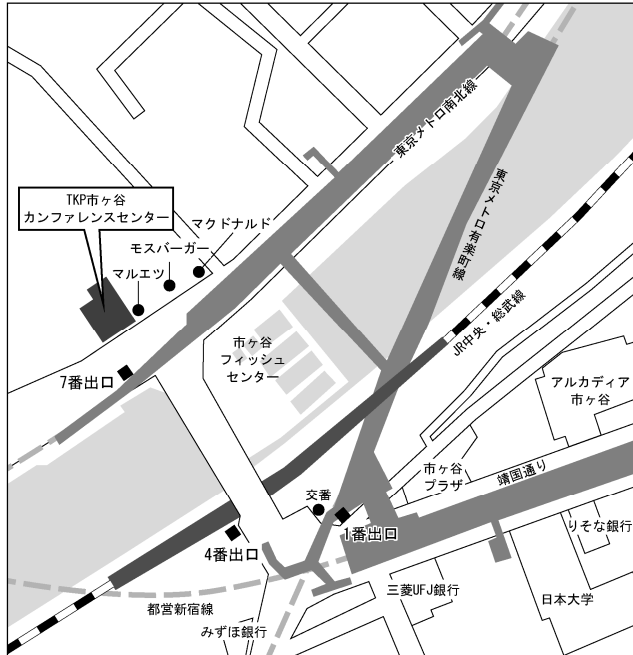
以 上

臨時株主総会会場ご案内図

〔会場〕 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階大ホール

東京都新宿区市谷八幡町 8 番地

連絡先 03-5227-6911



〔交通〕 ● J R 中央・総武線 市ヶ谷駅より 徒歩約 3 分
● 都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅 4 番出口から徒歩約 5 分
● 東京メトロ有楽町線 市ヶ谷駅 7 番出口から徒歩約 1 分
● 東京メトロ南北線 市ヶ谷駅 7 番出口から徒歩約 1 分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解
くださいますようお願い申し上げます。